

船 介 第 1 1 5 9 号
平成 2 7 年 7 月 8 日

各事業所管理者 様

船橋市福祉サービス部 介護保険課長

平成 2 7 年度介護報酬改定における送迎減算と同一建物減算の取扱いについて

日頃から、本市介護保険事業運営についてご理解とご協力をいただきありがとうございます。
ございます。

さて、標記の件について厚生労働省老健局高齢者支援課ほかより、平成 2 7 年 4 月 3 0 日付けで発出されております「平成 2 7 年度介護報酬改定に関する Q & A (V o l . 2) (平成 2 7 年 4 月 3 0 日)」にて、下記のとおり示されております (介護保険最新情報 Vol. 471 参照)。

貴事業所にはすでに船介第 3 8 2 号にて通知文を送付しておりますが、再度ご確認ください、適切な報酬請求をお願いいたします。

記

○宿泊デイサービスを利用した場合の減算について

(問) 指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービス (宿泊サービス) を連続して利用する場合に、初日と最終日を除き、行き帰りの送迎を実施しないことになるが、送迎減算 (47 単位 × 2) と同一建物減算 (94 単位) のどちらが適用されるのか。

(答) 同一建物減算 (94 単位) については、事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から事業所に通う者について適用するものであるため、当該事案は送迎減算 (47 単位 × 2) が適用される。

なお、初日と最終日についても片道の送迎を実施していないことから、送迎減算 (47 単位) が適用される。

(「平成 2 7 年度介護報酬改定に関する Q & A (V o l . 2) (平成 2 7 年 4 月 3 0 日)」問 5 より)

(問い合わせ先)

船橋市介護保険課指定係
TEL 047-436-2782